

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00083 沿革 令和5年1月30日 一部改正</p>	<p>貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00083 沿革 令和4年12月20日 一部改正</p>	
<p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 基本的取扱事項</p> <p>(7) 約款第3条第10号から第12号までのてん補事由をてん補するものは、貸付契約の資金がその代金等の支払に充てられる輸出契約等の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生までの間に以下の条件を満たしているものとする。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>①～② (略)</p>	<p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 基本的取扱事項</p> <p>(7) 約款第3条第10号又は第11号のてん補危険をてん補するものは、貸付契約の資金がその代金等の支払に充てられる輸出契約等の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生までの間に以下の条件を満たしているものとする。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>①～② (略)</p>	
<p>2 保険契約のてん補設定</p> <p>保険契約の締結は、非常事由（約款第3条第1号から第9号までのてん補事由をいう。以下同じ。）をてん補することを原則とし、信用事由（約款第3条第10号から第12号までのてん補事由をいう。以下同じ。）をてん補する場合にあっては、非常事由に組み合わせて保険契約を締結するものとする。</p>	<p>2 保険契約のてん補設定</p> <p>保険契約の締結は、非常事由（約款第3条第1号から第9号までのてん補事由をいう。以下同じ。）をてん補することを原則とし、信用事由（約款第3条第10号及び第11号のてん補事由をいう。以下同じ。）をてん補する場合にあっては、非常事由に組み合わせて保険契約を締結するものとする。</p>	
<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [令和5年1月30日]</p> <p>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</p>	<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [令和4年12月20日]</p> <p>この改正は、令和5年1月1日から実施する。</p>	